令和元年度第２回野田市自立支援・
障がい者差別解消支援地域協議会次第

日時　令和元年１１月１８日（月）
午後１時３０分から
場所　市役所高層棟８階大会議室

１　開会

２　会長あいさつ

３　議題
（１）第七次千葉県障害者計画策定に係る意見について
（２）専門部会の報告について

４　その他
（１）地域生活支援拠点整備の進捗状況について
（２）野田市手話言語条例制定について

５　閉会

資料1

第七次千葉県障害者計画策定に係る意見聴取について

１　調査の目的

千葉県では、第六次千葉県障害者計画の計画期間が令和２年度に終了することから、第七次計画策定の参考とするため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、法という。）第８９条の３の規定により設置する協議会の意見を聴取することとなり、千葉県から県内市町村へ調査依頼がありました。

つきましては、野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会が法第８９条の３の規定により設置する協議会に当たることから、本協議会の意見を聴取しようとするものです。

２　調査方法

①事務局（障がい者支援課）から協議会委員へ別紙調査票を配布

②協議会委員から事務局へ記入した調査票の提出（窓口へ直接提出又はＦＡＸ）

※所属名、氏名、連絡先、下記の「記載していただきたいこと」が記載されていれば任意様式で作成していただいて構いません。

③事務局から第３回協議会において調査票取りまとめ結果の報告・了承

④野田市から千葉県へ調査結果を提出

３　スケジュール

令和元年	１１月１８日（月）	協議会委員へ調査票及び参考資料の配布
	１２月１３日（金）	市へ調査票提出期限
		調査票取りまとめ
令和２年	１月中旬	第３回協議会
	１月３１日（金）	千葉県提出期限

４　参考資料

・第六次千葉県障害者計画（概要版）

・第六次千葉県障害者計画　数値目標達成状況管理表

令和元年度実施第七次千葉県障害者計画策定に係る調査票

野田市保健福祉部障がい者支援課計画係　宛

窓口へ提出又はＦＡＸ（０４－７１２３－１０９５）で提出してください。

締切　令和元年１２月１３日（金）まで

※所属名、氏名、連絡先、下記の「記載していただきたいこと」が記載されていれば任意様式で作成していただいて構いません。

提出日　令和元年　　月　　日

提出者　所属名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

連絡先＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

記

【記載していただきたいことは以下のとおりです。】

１　現在の障がい者施策について課題と思われること等

２　第七次千葉県障害者計画に期待すること

現計画に位置付けがある施策も含め、令和３年度からの県が策定する計画に位置付けるべきだと考えるものなどについて記載してください。

１及び２に関して、またその他、県障がい者施策についてお気付の点等ございましたら併せて記載してください。

※記載量に制限はありません。

※整理のため、次のようなかたちで記載をお願いいたします。なお、１、２のいずれかだけでも結構です。

【記載例】

※タイトルを記載し、例の要領で記載をお願いします。

１　現在の障害者施策について課題と思われること等。

〇〇〇について、〇〇〇が支障となっており、〇〇〇とすることが課題（問題）。

２　第七次千葉県障害者計画に期待すること。

〇〇〇について、〇〇〇を〇〇〇とするため、〇〇〇に取組む必要があります。

【記載欄】

【記載欄つづき】

以上

ちば

第六次千葉県障害者計画（概要版）

～「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる
共生社会の構築」を目指して～

千　葉　県

平成３０年３月

障害者計画の目指すもの

第六次千葉県障害者計画掲載ページ　1~8ページ

〇千葉県障害者計画とは

「障害者計画」とは障害のある人に関する施策の最も基本的な計画です。千葉県では、障害福祉サービスの必要見込み量を示す「障害福祉計画」や、障害児支援の必要見込み量を示す「障害児福祉計画」の内容と合わせて、３つの計画を１つの「千葉県障害者計画」として策定しています。

さらに、「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」に規定された「手話等の普及の促進に必要な施策」も含めて策定しています。

〇千葉県障害者計画の目標

障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会※の構築

〇計画の期間

平成３０年度から平成３２年度までの３年間

※共生社会
障害のある・なしにかかわらず、誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らす社会

本県の障害のある人の状況

9~24ページ

障害者手帳を持つ人が増加しています。

（いずれも各年度末の値）　障害者福祉推進課調べ

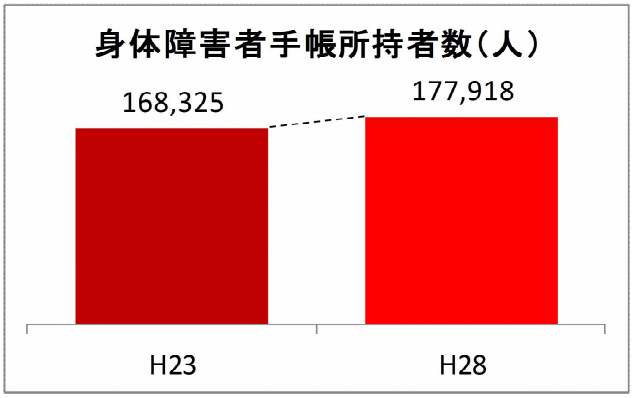

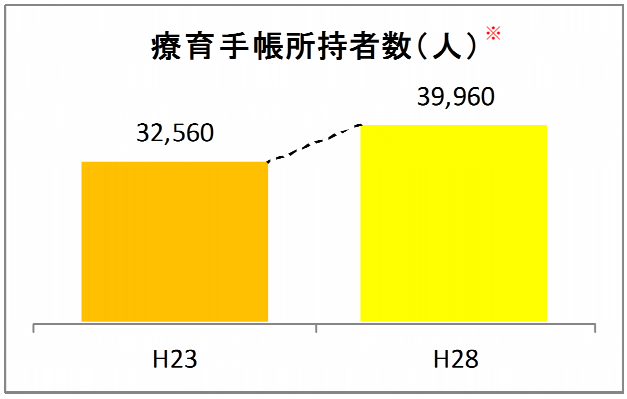

※療育手帳：知的障害のある人に交付される手帳

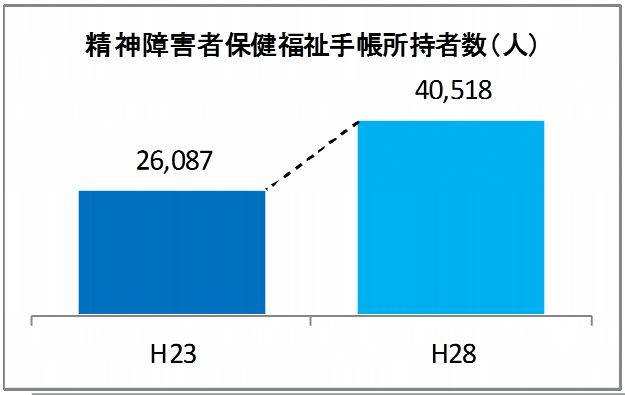

表紙
『みんなでおうえん、すてきなランナー』
平成29年度障害者週間のポスター
中学生部門
内閣総理大臣賞、千葉県知事最優秀賞
三浦　聖弥　さん

障害者計画フォーラム
（平成29年12月27日 市川市）

今後の施策の方向性

1　入所施設等から地域生活への移行の推進

25~43ページ

主要な施策

（1）グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
（2）日中活動の場の充実
（3）地域生活を推進するための在宅サービスの充実
（4）重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進
（5）入所施設の有する人的資源や機能の活用
（6）県立施設のあり方
　（千葉県袖ケ浦福祉センター、千葉県千葉リハビリテーションセンター）

主な取組みの方向性

○グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備

地域での住まいの場として、障害のある人が日常生活の支援を受けながら暮らすグループホームの増加に努めるとともに、利用者がより充実した生活ができるように支援の質の向上を図ります。

市町村における地域生活支援拠点等の整備を促進するため、拠点等の整備、運営に関する研修会等を開催します。

○日中活動の場の充実

地域生活を推進するためには、住まいの場の確保とともに、障害のある人のニーズや個性に応じたサービスをできるだけ身近な地域で利用できるよう、日中活動の場の充実が必要です。

各種障害福祉サービス事業所の整備の促進を図るとともに、障害のある人の創作的活動や生産活動、社会との交流の場となる地域活動支援センターの充実に向けた支援を行います。

グループホームでの食事の様子

主な数値目標

項　　目	28年度 実績	30年度 目標	31年度 目標	32年度 目標
グループホーム等の定員（人）	4，712	—	—	5,900
地域生活支援拠点等が整備されている圏域の数（圏域）	0	—	—	16

2　精神障害のある人の地域生活の推進

44~50ページ

主要な施策

（１）精神障害にも対応した地域包括ケアシステム※1の構築
（２）精神科救急医療体制の充実

主な取組みの方向性

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害のある人が地域で安心して暮らすためには、医療機関による退院支援と福祉関係機関による地域生活支援の両方が必要となることから、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を推進します。

そのために、障害保健福祉圏域※2ごとに保健、医療、福祉関係者等による協議の場を設置するほか、全市町村にも協議の場を設置するように努めます。

○精神科救急医療体制の充実

在宅の精神障害のある人が増加する中、精神症状の急激な悪化等の緊急時における適切な医療及び保護の機会を確保できるよう「千葉県精神科救急医療システム」における救急医療相談窓口で２４時間対応しています。

また、「千葉県保健医療計画」に基づく保健医療圏単位で、精神科救急基幹病院を中心に、より身近な地域で速やかに診療が受けられるようシステムの拡充を図っています。

※1「地域包括ケアシステム」
住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される仕組み。

※2障害保健福祉圏域
障害福祉サービスの実施主体は原則市町村であるところ、サービスを面的・計画的に整備し、重層的なネットワークを構築するための市町村と県の中間的な単位のこと。
健康福祉センターの区域を基本とした１３圏域と、千葉市、船橋市及び柏市を加えた計１６の圏域を設定している。

平成27年度　障害者週間のポスター
中学生部門
社会福祉法人千葉県身体障害者福祉協会理事長賞
明石　そら　さん

主な数値目標

項　　目	28年度 実績	30年度 目標	31年度 目標	32年度 目標
市町村毎の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況（箇所）	33	40	47	53
精神科救急基幹病院数（箇所）	9	12	12	12

３　障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進

51~65ページ

主要な施策

（１）障害のある人への理解の促進
（２）子どもたちへの福祉教育の推進
（３）地域における権利擁護体制の構築
（４）地域における相談支援体制の充実
（５）手話通訳等の人材育成
（６）情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発の促進

主な取組みの方向性

○障害のある人への理解の促進

県内１６カ所に配置された広域専門指導員や約５８０人（平成２９年７月現在）の地域相談員により、地域に根差した周知啓発活動や講演会・研修会を行い、障害のある人への理解の促進及び障害のある人に対する差別の解消に努めます。

○地域における権利擁護体制の構築

虐待を防止し、早期発見するために、市町村や障害者支援施設等に虐待防止アドバイザーを派遣し、地域における関係者に理解を求め、権利擁護に係る体制の整備を図ります。また、虐待を発生させないための取り組み等について助言を行います。

主な数値目標

項　　目	28年度 実績	30年度 目標	31年度 目標	32年度 目標
障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例※1に関する周知啓発活動の回数（回）	1，201	1，011	1，011	1，011
虐待防止アドバイザー※2派遣数（回）	5	15	15	15

※1障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例（障害者条例）
障害のある人に対する理解を広げて差別をなくす取り組みを進めることにより、誰もが暮らしやすい地域社会をつくることを目指し、平成18年10月に制定、平成19年7月に施行。

※2虐待防止アドバイザー
障害のある人への虐待の未然防止や早期発見、障害のある人への虐待に対する迅速かつ適切な対応等に資するための市町村等の取り組みを支援することを目的とした県の事業。市町村や障害関係施設等からの要請に応じ、県から専門的知識を持つアドバイザーを派遣する。

※3障害者差別解消法
障害を理由とする差別の解消を推進し、共生する社会の実現に資することを目的として平成25年6月に成立、平成28年4月1日から施行された。正式名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

障害者条例・障害者差別解消法※3のＰＲ活動

4　障害のある子どもの療育支援体制の充実

66~79ページ

主要な施策

（1）障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実
（2）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化
（3）地域における相談支援体制の充実
（4）障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実
（5）障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実

主な取組みの方向性

○障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実

乳幼児期から学校卒業までライフステージを通じて一貫した療育支援を受けられるよう、児童発達支援センター※1を中核とした地域における療育支援体制の充実に取り組みます。

○障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

在宅で暮らす障害のある子どもやその家族が身近な地域で支援が受けられるよう、また、家族が問題を抱え込むことのないよう、居宅介護（ホームヘルプ）、訪問看護、短期入所※2、訪問相談、訪問療育支援、訪問診療相談を充実するなど在宅支援機能の強化が必要です。

主な数値目標

項　　目	28年度 実績	30年度 目標	31年度 目標	32年度 目標
児童発達支援センター数（箇所）	36	―	―	41
短期入所事業所数（障害のある子どもを受け入れる事業所）（箇所）	96	102	108	114

※1児童発達支援センター
施設の有する専門的機能を生かし、地域の障害のある子どもやその家族への相談、障害のある子どもを預かる施設への援助・助言を併せて行う地域の中核的な療育支援施設。

※2短期入所
普段介護を行う人が病気で介護できない等の場合に、施設への短期間の入所により、入浴、排せつ及び食事の介護その他の支援を行う。

車いすバスケットボール競技大会

５　障害のある人の相談支援体制の充実

80~88ページ

主要な施策

（１）地域における相談支援体制の充実
（２）地域における相談支援従事者研修の充実
（３）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化

主な取組みの方向性

○地域における相談支援体制の充実

地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センター※について、その設置市町村は平成２９年４月現在において１８市町村に留まっていることから、設置をさらに促進する必要があります。

○地域における相談支援従事者研修の充実

相談支援に従事する相談支援専門員について、現状では、研修により養成された相談支援専門員が、必ずしも相談支援業務に従事又は定着できるような環境が整っていないなどの課題があります。

すべての利用者に対して継続的な計画相談支援を実施していくために、引き続き相談支援専門員の養成と定着を図る必要があります。

※「基幹相談支援センター」
地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援（身体障害、知的障害、精神障害）、地域の相談支援体制の強化の取り組み、地域移行・地域定着の促進の取り組み及び権利擁護・虐待防止を総合的に行う施設。市町村又は市町村から委託を受けた団体が設置できる。

平成28年度　障害者週間のポスター
小学生部門
千葉県知事優秀賞
齊藤　寧音　さん

主な数値目標

項　　目	28年度 実績	30年度 目標	31年度 目標	32年度 目標
基幹相談支援センター設置 市町村数（市町村）	16	－	－	44
相談支援専門員の養成数（人）	365	600	600	600

６　障害のある人の一般就労※1の促進と福祉的就労※2の充実

89～100ページ

主要な施策

（１）就労支援・定着支援の体制強化
（２）障害者就業・生活支援センターの運営強化
（３）障害のある人を雇用する企業等への支援
（４）支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化
（５）福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進
（６）障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援

主な取組みの方向性

○就労支援・定着支援の体制強化

障害のある人の一般就労を促進するため、就労移行支援事業所※3の充実等、支援体制の強化を図ります。また、平成３０年４月から新たに障害福祉サービスに位置付けられた就労定着支援事業※4の実施体制等について、関係機関と協議しながら検討を進めます。

○福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進

県では、障害のある人が就労する施設から物品等を優先的に調達する方針を定めているほか、発注可能業務を登録するデータベースである「チャレンジド・インフォ・千葉」を設け、事業所の受注機会の拡大に努めています。

福祉施設での活動の様子

※1一般就労
雇用契約を結んで企業へ就職する通常の雇用形態を指す。
一般就労では労働基準法や最低賃金法が適用される。

※2福祉的就労
通常の事業所に雇用されることが困難な障害のある人が障害者総合支援法に基づき、支援を受けながら就労すること。

※3就労移行支援事業
一般就労への移行に向けて、作業や実習、適性に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行う事業。

※4就労定着支援事業
一般就労へ移行した障害のある人について、就労の継続を図るために必要な連絡調整や指導・助言等を行う事業。

主な数値目標

項　　目	28年度 実績	30年度 目標	31年度 目標	32年度 目標
就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数（人）	723	905	995	1，085
就労継続支援B型事業所の平均工賃月額（円）	13，769	15，000	16，000	17，000

7　障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実

101~112ページ

主要な施策

（１）地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進
（２）通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進
（３）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化
（４）重度・重複障害者等の負担軽減の推進
（５）重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進
（６）ひきこもりに関する支援の推進
（７）矯正施設からの出所者等に対する支援の推進

主な取組みの方向性

○地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進

・発達障害

千葉市、我孫子市に専門的支援拠点として千葉県発達障害者支援センター（ＣＡＳ）を設置し、各ライフステージに応じた電話・窓口・巡回による相談支援や、各分野の関係者への研修等を行っています。

・高次脳機能障害※

県内３か所に支援拠点を設置し、機能回復・社会復帰に向けた訓練、就労支援、情報発信、研修等による支援普及を行っています。また、千葉県千葉リハビリテーションセンターに高次脳機能障害支援センターを設置し、より専門的な支援を実施しています。

○重度・重複障害者等の負担軽減の推進

重度の心身に障害のある人の健康・福祉の増進と医療費負担の軽減を図るため、保険による医療給付の自己負担額の助成を実施しています。

平成２７年８月からは現物給付化を実施し、通院１回、入院１日につき、原則３００円の自己負担額をいただくことで、その場で精算されるようになりました。

※高次脳機能障害
病気や事故などが原因で脳が損傷されたことにより、言語・注意・記憶・遂行機能・社会的行動などに障害が生じ、社会適応に困難を示している状態。

千葉県発達障害者支援センター（CAS）

主な数値目標

項　　目	28年度 実績	30年度 目標	31年度 目標	32年度 目標
発達障害者支援センター運営事業 実利用見込者数（人）	1,119	1,200	1,200	1,200
高次脳支援拠点機関数（箇所）	3	3	4	4

８　様々な視点から取り組むべき事項

113~155ページ

主要な施策

（１）人材の確保・定着
（２）高齢期に向けた支援
（３）保健と医療に関する支援
（４）スポーツと文化活動に対する支援
（５）住まいとまちづくりに関する支援
（６）暮らしの安全・安心に関する支援
（７）障害のある人に関するマーク・標識の周知
（８）東京２０２０オリンピック・パラリンピックを通じた共生社会の実現に寄与する様々な取組み

主な取組みの方向性

○人材の確保・定着

障害のある人のニーズ、障害特性に応じたサービスが提供できる体制を整えるため、社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の人材養成に努め、必要となる人材の確保を図るとともに、資質向上に努めます。

○住まいとまちづくりに関する支援

障害のある人が、安心して快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。

また、鉄道駅、道路や建築物などの公共施設については、バリアフリー化やユニバーサルデザインの普及に努めます。

○障害のある人への理解の促進に関するマーク・標識の周知

障害のある人に関する各種のマークは、バリアフリー等に対応したルールや障害のある人への支援の必要性等を伝えるものであると同時に、障害のある人への理解を促す「心のバリアフリー」につながるものです。

本県では「ヘルプマーク」を表示した「ヘルプカード」を作成し、その普及・啓発を図っています。

巡回歯科診療車（ビーバー号）
施設や在宅の障害のある人や子どもに対し、定期的な歯科健診や歯科保健指導を実施しています。

ヘルプカード
「ヘルプマーク」は、外見からは分からなくても援助や配慮を必要としていることを、周囲に知らせることができるマークです。
この「ヘルプマーク」を表示したカードが「ヘルプカード」です。

計画の推進

156～158ページ

計画の推進体制として、法定の機関であり、本県における障害者施策を総括する千葉県障害者施策推進協議会の下に、障害のある人及びその家族を含む民間の委員で構成する千葉県総合支援協議会を「第六次千葉県障害者計画策定推進本部会」（以下「推進本部会」という。）として設置しています。

そして、年度ごとの「取組みの方向性」の進捗状況及び「数値目標」の達成状況、障害福祉サービス等の提供状況等については推進本部会で評価・検討を行った上で、千葉県障害者施策推進協議会に報告し、同協議会の意見を踏まえ、ＰＤＣＡ（企画・実施・評価・見直し）の観点から効率的な事業の推進を図りつつ、必要に応じ計画の修正を行います。

障害福祉サービス等の必要見込量等について

159～198ページ

（第五期障害福祉計画、第一期障害児福祉計画）

県全体及び各障害保健福祉圏域別に、必要な障害福祉サービスの見込量等を示します。障害福祉サービスの確保のための施策については、この見込量を踏まえて推進します。

＜県全体の主な数値＞

居宅介護※1
- 平成28年度実績　6,169実人/月
- 平成32年度見込　7,656実人/月　伸び率124%

共同生活援助（グループホーム）
- 平成28年度実績　3,783実人/月
- 平成32年度見込　5,013実人/月　伸び率133%

放課後等デイサービス※2
- 平成28年度実績　6,264実人/月
- 平成32年度見込　10,394実人/月　伸び率166%

※1居宅介護
居宅における介護（入浴、排泄及び食事等）、家事（調理、洗濯及び掃除等）、並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。

※2放課後等デイサービス
障害のある子どもに対して、学校の授業終了後又は休日において、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流を促進する児童福祉法に基づくサービス。

千葉県マスコットキャラクター
チーバくん

千葉県健康福祉部障害者福祉推進課

〒260-8667 千葉市中央区市場町１－１

TEL 043-223-2338　　FAX 043-221-3977

この冊子は概要版です。第六次千葉県障害者計画の全文は以下のアドレスに掲載しています。

https://www.pref.chiba.lg.jp/shoufuku/6-keikaku/naiyou/naiyou.html

（全文の冊子を希望される方は、障害者福祉推進課まで御連絡ください。）

（評価）
A ・・・・・・・・目標値の100%以上の達成率
B ・・・目標値の80%以上100%未満の達成率
C・・・・ 目標値の60%以上80%未満の達成率
D ・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率
E ・・・・・・・・・目標値の30%未満の達成率
－（その他）・・調査中及び達成率による評価ができないもの等

第六次千葉県障害者計画　数値目標　達成状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標番号	項目	単位	28年度（実績）	30年度（目標）	30年度（実績）	元年度（目標）	元年度（実績）	2年度（目標）	2年度（実績）	評価	成果の状況等（30年度・コメント）	成果の状況等（元年度・コメント）	成果の状況等（2年度・コメント）
1-(1)	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	1-1	グループホーム等の定員	人	4,712	―	5,534	―		5,900		―	令和2年度の目標達成に向け順調に推移している。		
1-(1)		(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	1-2	施設入所者の地域生活への移行者数	人	42	135	74	135		135		D	目標は達成していないが、前年度実績を上回った。		
1-(1)		(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	1-3	施設入所者数	人	4,495	―	4,459	―		4,477		―	施設入所者数が減少し、令和2年度の目標を達成した。		
1-(1)		(1)グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	障害福祉事業課	1-4	地域生活支援拠点等が整備されている圏域の数	圏域	0	―	5	―		16		―			
1-(2)	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(2)日中活動の場の充実	障害福祉事業課	1-5	地域活動支援センター所在市町村	市町村	35	―	34	―		54		―			
1-(3)	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	健康福祉指導課	1-6	日常生活自立支援事業利用者数	人	1,159	1,220	1,234	1,250		1,280		A	緩やかな増加傾向であり、適切な制度運営がなされていると認められる。		
1-(3)		(3)地域生活を推進するための在宅サービスの充実	障害福祉事業課	1-7	短期入所事業者数	箇所	153	159	192	165		171		A	短期入所事業者数は目標である159箇所を33箇所上回る192箇所と大幅増の実績となった。		
1-(4)	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(4)重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課	1-8	「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数（累計）	人	48	80	80	96		112		A	計画に沿って着実に研修を実施している。		
1-(5)	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(5)入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課	1-9	指定障害者支援施設の必要定員総数	人	4,683	4,673	調査中	4,673		4,673		―	11月頃判明見込み		
1-(5)		(5)入所施設の有する人的資源や機能の活用	障害福祉事業課	1-10	地域生活支援拠点等が整備されている圏域の数（再掲）	圏域	0	―	5	―		16		―			
1-(6)	1入所施設等から地域生活への移行の推進	(6)県立施設のあり方	障害福祉事業課	1-11	千葉県袖ケ浦福祉センター更生園の入所者数	人	83（28年度末時点定員数90）	早期の定員半減を目指します	67	早期の定員半減を目指します		早期の定員半減を目指します		―	少しずつ更生園利用者の移行は進んでいる。移行を希望していない保護者も多いが、引き続き情報提供に努めたい。		
2-(1)	2精神障害のある人の地域生活の推進	(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	2-1	圏域毎の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	箇所	15	15	15	15		15		A	平成30年度に新設された地域包括ケアシステムによる協議の場において設置済み。		
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	2-2	市町村毎の保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況	箇所	33	40	18	47		53		E	平成30年度に新設された地域包括ケアシステムが本格実施されたことに伴い、協議の場の要件が厳格となったことにより、設置数が減少した。		
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	2-3	精神病床における65歳以上の1年以上長期入院患者数	人	3,282（H27.3）	3,208	―	3,134		3,058		―	・未公表のため空欄とした。		

（評価）
A ・・・・・・・・目標値の100%以上の達成率
B ・・・目標値の80%以上100%未満の達成率
C・・・・ 目標値の60%以上80%未満の達成率
D ・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率
E ・・・・・・・・・目標値の30%未満の達成率
－（その他）・・調査中及び達成率による評価ができないもの等

第六次千葉県障害者計画　数値目標　達成状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標番号	項目	単位	28年度（実績）	30年度（目標）	30年度（実績）	元年度（目標）	元年度（実績）	2年度（目標）	2年度（実績）	評価	成果の状況等（30年度・コメント）	成果の状況等（元年度・コメント）	成果の状況等（2年度・コメント）
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	2-4	精神病床における65歳未満の1年以上長期入院患者数	人	3,046 (H27.3)	2,848	—	2,650		2,452		—	・未公表のため空欄とした。		
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	2-5	精神病床における3か月時点の早期退院率	%	69 (H26.6)	70	68 (H28)	71		72		B	・精神病床における3か月時点の早期退院率を上げるために、家族支援等の推進に取り組む。		
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	2-6	精神病床における6か月時点の早期退院率	%	85 (H26.6)	86	84 (H28)	87		88		B	・精神病床における6か月時点の早期退院率を上げるために、ピアサポーターを活用し、地域移行に取り組む。		
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	2-7	精神病床における1年時点の退院率	%	90 (H26.6)	91	90 (H28)	92		93		B	・精神病床における1年時点の退院率を上げるために、ピアサポーターの活用や住まいの確保支援に取り組む。		
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	2-8	地域の精神保健医療体制の基盤整備量	利用者数	—	382	—	764		1,104		—	・未公表のため空欄とした。		
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	2-9	地域移行・定着協力病院の指定数	箇所	11	15	19	21		26		A	・地域移行・地域定着に協力的な病院を適切に認定していく。		
2-(1)		(1)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	障害者福祉推進課	2-10	地域移行・地域生活支援事業の実ピアサポーター活動箇所数	見込箇所数	5	10	12	13		15		A	・ピアサポーターの活動箇所数の拡大に取り組む。		
2-(2)	2精神障害のある人の地域生活の推進	(2)精神科救急医療体制の充実	障害者福祉推進課	2-11	精神科救急基幹病院数	箇所	9	12	11	12		12		B	・精神科救急基幹病院数の拡大に取り組む。		
2-(2)		(2)精神科救急医療体制の充実	障害者福祉推進課	2-12	精神科救急身体合併症に対応できる施設数	箇所	5	5	5	5		5		A	・県内5箇所に設置済。精神科救急身体合併症に対応できる施設の拡大については検討中。		
3-(1)	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	3-1	共生社会という考え方を知っている県民の割合	%	—	—	39	—		50					
3-(1)		(1)障害のある人への理解の促進	障害者福祉推進課	3-2	障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例に関する周知啓発活動の回数	回	1,201	1,011	1,594	1,011		1,011		A	目標を大きく上回る実績だが、今後も条例等の認知率向上のため、周知啓発活動に努める。		
3-(2)	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(2)子どもたちへの福祉教育の推進	健康福祉指導課	3-3	福祉教育推進員養成研修の修了者数の数	人	19	40	28	40		40		C	増加傾向ではあるが、一層の周知を図り増加を目指す。		
3-(3)	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(3)地域における権利擁護体制の構築	障害福祉事業課	3-4	虐待防止アドバイザー派遣数	回	5	15	13	15		15		B	目標を下回る達成度となっているため、市町村や障害福祉施設等の関係機関に働きかけを行っていく必要がある。		
3-(3)		(3)地域における権利擁護体制の構築	障害者福祉推進課	3-5	職員対応要領を策定した市町村数	市町村	17	39	43	42		45		A	目標を上回る実績となった。今後も未設置の市町村に働きかけを行っていく		

（評価）
A ・・・・・・・・目標値の100%以上の達成率
B ・・・目標値の80%以上100%未満の達成率
C・・・・ 目標値の60%以上80%未満の達成率
D ・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率
E ・・・・・・・・・目標値の30%未満の達成率
－（その他）・・調査中及び達成率による評価ができないもの等

第六次千葉県障害者計画　数値目標　達成状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標番号	項目	単位	28年度（実績）	30年度（目標）	30年度（実績）	元年度（目標）	元年度（実績）	2年度（目標）	2年度（実績）	評価	成果の状況等（30年度・コメント）	成果の状況等（元年度・コメント）	成果の状況等（2年度・コメント）
3-(4)	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(4)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	3-6	全分野の地域相談員が委嘱されている圏域数	箇所	0	増加を目指します	0	増加を目指します		増加を目指します		E	地域相談員の委嘱替えを行う年度ではなかったため、目標未達成となった。(地域相談員の任期は2年間)		
3-(4)		(4)地域における相談支援体制の充実	障害者福祉推進課	3-7	障害者差別解消支援地域協議会を設置した市町村数	市町村	10	32	42	38		44		A	目標を上回る実績となった。今後も未設置の市町村に働きかけを行っていく		
3-(5)	3障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	(5)手話通訳等の人材育成	障害者福祉推進課	3-8	手話通訳者・要約筆記者実養成講習終了見込者数	人	57	60	48	60		60		B	・手話通訳養成の最終課程で受講者、修了率共に伸び悩んだことからH30年度実績は目標値を下回った。		
3-(5)		(5)手話通訳等の人材育成	障害者福祉推進課	3-9	盲ろう者向け通訳・介助員養成講習終了見込者数	人	16	20	15	20		20		C	・定員に達する受講者があったが、全員の修了とはならず目標に達しなかった。		
3-(5)		(5)手話通訳等の人材育成	障害者福祉推進課	3-10	手話通訳者・要約筆記者派遣実利用見込件数	件	457	476	427	476		476		B	・H30年度実績は目標値に達しなかったが、今後も引き続き事業の周知に取り組む。		
3-(5)		(5)手話通訳等の人材育成	障害者福祉推進課	3-11	盲ろう者向け通訳・介助員派遣実利用見込件数	件	1,376	1,343	1,556	1,343		1,343		A	・H30年度実績が目標値を上回った。今後も引き続き事業の周知に取り組む。		
3-(5)		(5)手話通訳等の人材育成	障害者福祉推進課	3-12	点訳・朗読奉仕員の養成									A	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)	(養成人数の評価)
			障害者福祉推進課		養成人数	人	43	46	47	46		46		A	・点訳奉仕員24名、音訳奉仕員23名で計47名の奉仕員を養成し、目標を達成しました。		
			障害者福祉推進課		研修回数	回	2	2	2	2		2		A	・点訳、音訳それぞれ1回の研修を実施し、目標を達成した。なお、研修の時間数は、点訳が48時間、音訳が40時間であった。		
4-(1)	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	4-1	児童発達支援センター数	箇所	36	－	38	－		41		－	・32年度41箇所に向け進展している。		
4-(1)		(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	4-2	児童発達支援事業所数	箇所	271	360	371	390		420		A	・新たに52事業所の開設があり、目標以上の事業者数を達成した。		
4-(1)		(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	4-3	医療型児童発達支援事業所数	箇所	8	増加を目指します	8	増加を目指します		増加を目指します		E	・新規の開設がなく、現状維持となった。		
4-(1)		(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	4-4	放課後等デイサービス事業所数	箇所	488	580	604	620		660		A	・新たに89事業所の開設があり、目標以上の事業者数を達成した。		
4-(1)		(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	4-5	保育所等訪問支援事業所数	箇所	45	55	46	60		65		B	・新たな開設もあったが、目標に届かなかった。		

（評価）
A ・・・・・・・・目標値の100%以上の達成率
B ・・・目標値の80%以上100%未満の達成率
C・・・・ 目標値の60%以上80%未満の達成率
D ・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率
E ・・・・・・・・・目標値の30%未満の達成率
－（その他）・・調査中及び達成率による評価ができないもの等

第六次千葉県障害者計画　数値目標　達成状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標番号	項目	単位	28年度（実績）	30年度（目標）	30年度（実績）	元年度（目標）	元年度（実績）	2年度（目標）	2年度（実績）	評価	成果の状況等（30年度・コメント）	成果の状況等（元年度・コメント）	成果の状況等（2年度・コメント）
4-(1)		(1)障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	障害福祉事業課	4-6	ライフサポートファイルの実施市町村数	市町村	39	増加を目指します	46	増加を目指します		増加を目指します		A	・新たに2市がライフサポートファイルを導入し、着実に増加している。		
4-(2)	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	4-7	短期入所事業所数（障害のある子どもを受け入れる事業所）	箇所	96	102	112	108		114		A	・短期入所事業所数（障害のある子どもを受け入れる事業所）は目標である102箇所を10箇所上回る112箇所と大幅増の実績となった。		
4-(2)		(2)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	4-8	居宅介護事業所数（障害のある子どもを受け入れる事業所）	箇所	750	800	768	850		900		B	・事業所の数は増加傾向にあるが、達成率は低くなっている。		
4-(3)	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	4-9	障害児等療育支援事業実施見込み箇所数	箇所	56	50	55	50		50		A	・事業所からの実施協議が増え、目標の事業所数を達成した。		
4-(3)		(3)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	4-10	療育支援コーディネーターの配置人数	人	6	増加を目指します	7	増加を目指します		増加を目指します		A	・新たに1圏域で1名の配置があり、増加した。		
4-(4)	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	4-11	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数	箇所	3	30	16	30		30		D	・16箇所（県1、圏域1、市町村14）の設置があった。		
4-(4)		(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	4-12	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数	箇所	24	－	24	－		30		－	・新たに4事業所の開設があった。		
4-(4)		(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	4-13	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数	箇所	25	－	27	－		31		－	・新たに3事業所の開設があった。		
4-(4)		(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	4-14	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	－	50	15	70		90		D	・15名の配置があった。		
4-(4)		(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	4-15	障害児入所施設数	箇所	16	17	17	17		17		A	・新たに1施設の開設があり、目標を達成した。		
4-(4)		(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	4-16	福祉型障害児入所施設入所定員	人	278	288	288	288		288		A	・新たに1施設の開設があり、目標の定員を達成した。		
4-(4)		(4)障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	障害福祉事業課	4-17	医療型障害児入所施設入所定員	人	582	582	582	582		582		A	・目標の定員を維持している。		
4-(5)	4障害のある子どもの療育支援体制の充実	(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	4-18	幼・小・中・高等学校等において、個別の指導計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の指導計画が作成されている児童等の割合	%	96.6	97.4	98.4	97.8		98.2		A	・特別支援学級、通級指導教室の在籍児童生徒はもとより、合理的配慮の提供の申し出のあった幼児児童生徒に対して計画の作成と活用を推進しました。		

（評価）
A ・・・・・・・・目標値の100%以上の達成率
B ・・・目標値の80%以上100%未満の達成率
C・・・・ 目標値の60%以上80%未満の達成率
D ・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率
E ・・・・・・・・・目標値の30%未満の達成率
－（その他）・・調査中及び達成率による評価ができないもの等

第六次千葉県障害者計画　数値目標　達成状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標番号	項目	単位	28年度（実績）	30年度（目標）	30年度（実績）	元年度（目標）	元年度（実績）	2年度（目標）	2年度（実績）	評価	成果の状況等（30年度・コメント）	成果の状況等（元年度・コメント）	成果の状況等（2年度・コメント）
4-(5)		(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	4-19	幼・小・中・高等学校等において、個別の教育支援計画の作成を必要とする児童等のうち、実際に個別の教育支援計画が作成されている児童等の割合	%	92.9	95.3	94.9	96.5		97.7		B	・特別支援学級、通級指導教室の在籍児童生徒はもとより、合理的配慮の提供の申し出のあった幼児児童生徒に対して計画の作成と活用を推進しました。		
4-(5)		(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	4-20	特別支援教育に関する教員研修受講率	%	－	90	－	90		90		－	―		
4-(5)		(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	4-21	特別支援教育に関する校内委員会の設置率	%	100	100	100	100		100		A	・引き続き、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な支援ができるよう特別支援教育に関する校内関係者による委員会の設定、会議の質的向上を進めました。		
4-(5)		(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	4-22	特別支援教育コーディネーターの指名率	%	100	100	100	100		100		A	・引き続き、学校における特別支援教育コーディネーターの資質の向上を図り、複数の教員を指名できるよう校内支援体制の充実を図りました。		
4-(5)		(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	4-23	特別支援学校教員の特別支援学校教諭免許状保有率	%	87.7	90.6	93.6	92.1		93.5		A	・引続き、特別支援学校に勤務する全ての者が特別支援学校教諭免許状を取得するように働きかけました。		
4-(5)		(5)障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	特別支援教育課	4-24	特別支援学校のセンター的機能を主として担当する分掌・組織の設置率	%	100	100	100	100		100		A	・各校において、特別支援学校のセンター的機能を発揮し、相談対応数は1万件を超えました。		
5-(1)	5障害のある人の相談支援体制の充実	(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	5-1	計画相談支援従事者数	人	830	900	調査中	950		1,000		―	10月判明予定		
5-(1)		(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	5-2	特定相談支援事業所所在市町村数	市町村	46	―	48	―		54		―			
5-(1)		(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	5-3	一般相談支援事業所所在市町村数	市町村	36	―	34	―		54		―			
5-(1)		(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	5-4	千葉県相談支援アドバイザー派遣事業									A	（アドバイザー配置数の評価）	（アドバイザー配置数の評価）	（アドバイザー配置数の評価）
			障害福祉事業課		アドバイザー配置数	人	32	36	37	38		40		A	配置数の増により目標を達成した。		
			障害福祉事業課		アドバイザー派遣件数	件	4	12	13	12		12		A	目標を達成した。		
5-(1)		(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	5-5	基幹相談支援センター設置市町村数	市町村	16	―	調査中	―		44		―	10月判明予定		

（評価）
A ・・・・・・・・目標値の100%以上の達成率
B ・・・目標値の80%以上100%未満の達成率
C・・・・ 目標値の60%以上80%未満の達成率
D ・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率
E ・・・・・・・・・目標値の30%未満の達成率
－（その他）・・調査中及び達成率による評価ができないもの等

第六次千葉県障害者計画　数値目標　達成状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標番号	項目	単位	28年度（実績）	30年度（目標）	30年度（実績）	元年度（目標）	元年度（実績）	2年度（目標）	2年度（実績）	評価	成果の状況等（30年度・コメント）	成果の状況等（元年度・コメント）	成果の状況等（2年度・コメント）
5-(1)		(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	5-6	発達障害者支援センター相談件数（地域相談支援機関での相談を含む）	件	9,863	—	9,696	—		12,000		—			
5-(1)		(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	5-7	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの助言件数	件	294	—	302	—		400		—			
5-(1)		(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	5-8	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの研修、啓発件数	件	271	—	171	—		400		—			
5-(1)		(1)地域における相談支援体制の充実	障害福祉事業課	5-9	発達障害者支援地域協議会の開催回数	回	—	3	2	3		3		C	開催回数が目標に達しなかった。		
5-(2)	5障害のある人の相談支援体制の充実	(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	5-10	計画相談支援従事者数（再掲）	人	830	900	調査中	950		1,000		—	10月判明予定		
5-(2)		(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	5-11	相談支援専門員の養成数	人	365	600	346	600		600		D	同時開催のサービス管理責任者養成課程の受講枠を優先したため、相談支援専門員の養成数が目標に達しなかった。		
5-(2)		(2)地域における相談支援従事者研修の充実	障害福祉事業課	5-12	相談支援専門コース別研修事業									D	（受講者数の評価）	（受講者数の評価）	（受講者数の評価）
			障害福祉事業課		受講者数	人	222	500	282	500		500		D	・事業予算の削減に伴い目標の受講者数を確保することができなかったため、研修内容や周知方法について検討する。		
			障害福祉事業課		研修開催回数	回	5	6	4	6		6		C	・事業予算の削減に伴い目標の開催回数を確保できなかったため、今後の実施方法等を検討する。		
5-(3)	5障害のある人の相談支援体制の充実	(3)障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	5-13	医療的ケアの必要な子ども等への相談支援研修の受講者数	人	53	80	87	80		80		A	目標を上回る人数が受講した。		
6-(1)	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	6-1	福祉施設利用者の一般就労への移行実績	人	736	925	923	1,020		1,110		B	実績は増加しているものの目標値に僅かに届かなかった。		
6-(1)		(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	6-2	就労移行支援事業の利用者数	人	1,686	1,860	1,884	1,945		2,025		A	目標値を上回る利用があった。		
6-(1)		(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	6-3	就労移行率が30%以上の就労移行支援事業者数の割合	%	47	50	66	50		50		A	就労移行率が30%以上の就労移行支援事業所が増加した。		
6-(1)		(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	6-4	就労移行支援事業及び就労継続支援事業の利用者の一般就労への移行者数	人	723	905	967	995		1,085		A	障害者の一般就労への移行について、目標値を上回った。		

（評価）
A ・・・・・・・・目標値の100%以上の達成率
B ・・・目標値の80%以上100%未満の達成率
C・・・・ 目標値の60%以上80%未満の達成率
D ・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率
E ・・・・・・・・・目標値の30%未満の達成率
－（その他）・・調査中及び達成率による評価ができないもの等

第六次千葉県障害者計画　数値目標　達成状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標番号	項目	単位	28年度（実績）	30年度（目標）	30年度（実績）	元年度（目標）	元年度（実績）	2年度（目標）	2年度（実績）	評価	成果の状況等（30年度・コメント）	成果の状況等（元年度・コメント）	成果の状況等（2年度・コメント）
6-(1)		(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	6-5	職場定着率	%	―	―	―	80		80			令和元年度実績から調査を開始する。		
6-(1)		(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	6-6	就労定着支援の利用者	人	―	470	調査中	662		813			12月頃判明見込み		
6-(1)		(1)就労支援・定着支援の体制強化	産業人材課	6-7	障害者高等技術専門校の就職率	%	84	80	81.8	80		80		A	・コースによるバラつきはみられたが、全体としては目標を達成することができ、基礎実務コースは100%となった。		
6-(1)		(1)就労支援・定着支援の体制強化	産業人材課	6-8	委託訓練事業の受講者数	人	162	200	159	200		200		C	・全体としては目標値を下回ったが、コースによっては目標値を上回る受講があった。申込者数については180名であった。		
6-(1)		(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	6-9	福祉施設から公共職業安定所へ誘導する福祉施設利用者数	人	420	470	調査中	500		530			12月頃判明見込み		
6-(1)		(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	6-10	福祉施設から障害者就業・生活支援センターへ誘導する福祉施設利用者数	人	380	425	調査中	450		475			12月頃判明見込み		
6-(1)		(1)就労支援・定着支援の体制強化	障害福祉事業課	6-11	福祉施設利用者のうち公共職業安定所の支援を受けて就職する者の数	人	490	550	調査中	585		620			12月頃判明見込み		
6-(1)		(1)就労支援・定着支援の体制強化	産業人材課	6-12	従業員45．5人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数	人	9,277 ※50人以上規模の企業	10,200	10,988.5	10,450		10,700		A	・法定雇用率の引上げ、精神障害者の雇用義務化などにより、調査の結果、前年比で10.6%の増加となった。		
6-(1)		(1)就労支援・定着支援の体制強化	産業人材課	6-13	従業員45．5人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数	人	936.5 ※50人以上規模の企業	1,350	1,617.0	1,540		1,730		A	・法定雇用率の引上げ、精神障害者の雇用義務化などにより、調査の結果、前年比で39.1%の大幅な増加となった。		
6-(1)		(1)就労支援・定着支援の体制強化	産業人材課	6-14	障害者雇用率を達成した公的機関の割合	%	82.6	100	71.3	100		100		C	・各公的機関において、障害者の集計状況について、再点検を行った結果、前年を5.5%下回った。		
6-(2)	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(2)障害者就業・生活支援センターの運営強化	障害福祉事業課	6-15	障害者就業・生活支援センター登録者の就職件数	件	686	745	751	775		805		A	平成30年度の数値目標を上回った。		
		(2)障害者就業・生活支援センターの運営強化	障害福祉事業課	6-16	障害者就業・生活支援センター登録者のうち精神障害者の就職者の職場定着率	%	71.5	72.7	72.2	73.3		73.9		B	平成28年度の実績値は上回ったものの30年度の目標値には届かなかった。		
6-(3)	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(3)障害のある人を雇用する企業等への支援	産業人材課	6-17	企業支援員の支援企業数	社	4,877	6,000	6,004	6,600		7,200		A	・目標値を上回った。今後も引き続き企業支援員の活用について周知を図ってまいりたい。		
6-(3)		(3)障害のある人を雇用する企業等への支援	産業人材課	6-18	従業員45．5人以上規模の企業で雇用される障害のある人の数（再掲）	人	9,277 ※50人以上規模の企業	10,200	10,988.5	10,450		10,700		A	・法定雇用率の引上げ、精神障害者の雇用義務化などにより、調査の結果、前年比で10.6%の増加となり、目標値を上回った。		

（評価）
A ・・・・・・・・目標値の100%以上の達成率
B ・・・目標値の80%以上100%未満の達成率
C・・・・ 目標値の60%以上80%未満の達成率
D ・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率
E ・・・・・・・・・目標値の30%未満の達成率
－（その他）・・調査中及び達成率による評価ができないもの等

第六次千葉県障害者計画　数値目標　達成状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標番号	項目	単位	28年度（実績）	30年度（目標）	30年度（実績）	元年度（目標）	元年度（実績）	2年度（目標）	2年度（実績）	評価	成果の状況等（30年度・コメント）	成果の状況等（元年度・コメント）	成果の状況等（2年度・コメント）
6-(3)		(3)障害のある人を雇用する企業等への支援	産業人材課	6-19	従業員45．5人以上規模の企業で雇用される精神障害のある人の数（再掲）	人	936.5 ※50人以上規模の企業	1,350	1,617.0	1,540		1,730		A	・法定雇用率の引上げ、精神障害者の雇用義務化などにより、調査の結果、前年比で39.1%の大幅な増加となり目標値を上回った。		
6-(4)	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(4)支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化	障害福祉事業課	6-20	ネットワーク構築のための会議を開催した圏域数	箇所	16	16	16	16		16		A	県内の障害保健福祉圏域ごとに設置された障害者就業・生活支援センター（16箇所）において、地域意見交換会等の取組を実施した。		
6-(5)	6障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実	(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進	障害福祉事業課	6-21	就労継続支援B型事業所の平均工賃月額	円	13,769	15,000	調査中	16,000		17,000			11月頃判明予定		
6-(5)		(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進	障害福祉事業課	6-22	就労継続支援A型事業所が条例の基準を満たしている割合	%	－	－	30.6	－		100			条例の基準を満たしている事業所は49事業所中15事業所		
6-(5)		(5)福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進	障害福祉事業課	6-23	県内官公需実績（県及び市町村）										（県発注金額と市町村発注金額の達成率平均値）	（県発注金額と市町村発注金額の達成率平均値）	（県発注金額と市町村発注金額の達成率平均値）
			障害福祉事業課		県 発注件数（件）	件	298	450	調査中	525		600			10月頃判明予定		
			障害福祉事業課		県 発注金額（千円）	千円	20,175	24,600	調査中	26,800		29,000			10月頃判明予定		
			障害福祉事業課		市町村 発注件数（件）	件	790	870	調査中	910		950			10月頃判明予定		
			障害福祉事業課		市町村 発注金額（千円）	千円	126,963	149,000	調査中	160,000		171,000			10月頃判明予定		
7-(1)	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	(1)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	7-1	発達障害者支援地域協議会の開催回数（再掲）	回	—	3	2	3		3		C	開催回数が目標に達しなかった。		
7-(1)		(1)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	7-2	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの関係機関への助言件数見込数（再掲）	件	294	—	302	—		400		—			
7-(1)		(1)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	7-3	発達障害者支援センター及び発達障害者地域支援マネージャーの外部機関や地域住民への研修、啓発件数見込数	件	271	—	171	—		400		—			
7-(1)		(1)地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	7-4	発達障害者支援センター運営事業									A	（研修等受講者数の評価）	（研修等受講者数の評価）	（研修等受講者数の評価）
			障害福祉事業課		実施見込箇所数	箇所	2	2	2	2		2		A	目標を達成した。		

（評価）
A ・・・・・・・・目標値の100%以上の達成率
B ・・・目標値の80%以上100%未満の達成率
C・・・・ 目標値の60%以上80%未満の達成率
D ・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率
E ・・・・・・・・・目標値の30%未満の達成率
－（その他）・・調査中及び達成率による評価ができないもの等

第六次千葉県障害者計画　数値目標　達成状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標番号	項目	単位	28年度（実績）	30年度（目標）	30年度（実績）	元年度（目標）	元年度（実績）	2年度（目標）	2年度（実績）	評価	成果の状況等（30年度・コメント）	成果の状況等（元年度・コメント）	成果の状況等（2年度・コメント）
			障害福祉事業課		実利用見込者数	人	1,119	1,200	856	1,200		1,200		C	市町村等関係機関への研修等、間接的支援の強化により直接支援者数は減少している。		
			障害福祉事業課		研修等受講者数	人	6,080	6,000	7,631	6,000		6,000		A	目標数を上回る人数が受講した。		
			障害福祉事業課		相談件数（地域相談支援機関での対応を含む）（再掲）	件	9,863	—	9,696	—		12,000		—			
7-(1)		（1）地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害者福祉推進課	7-5	高次脳支援拠点機関数	箇所	3	3	3	4		4		A	・県内3箇所（中央、北西部、南部）に支援拠点機関を設置。		
7-(2)	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	（2）通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進	障害福祉事業課	7-6	医療的ケアが行える短期入所事業者数	箇所	12	13	27	14		15		A	医療的ケアが行える短期入所事業者数は目標である13箇所を14箇所上回る大幅増の実績となった。		
7-(3)	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	（3）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	7-7	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所数（再掲）	箇所	24	—	24	—		30		—	新たに4事業所の開設があった。		
7-(3)		（3）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	7-8	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所数（箇所）（再掲）	箇所	25	—	27	—		31		—	新たに3事業所の開設があった。		
7-(3)		（3）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	7-9	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置数（再掲）	箇所	3	30	16	30		30		D	16箇所（県1、圏域1、市町村14）の設置があった。		
7-(3)		（3）障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	障害福祉事業課	7-10	障害児等療育支援事業実施見込み箇所数（再掲）	箇所	56	50	55	50		50		A	事業所からの実施協議が増え、目標の事業所数を達成した。		
7-(5)	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	（5）重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	障害福祉事業課	7-11	「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」受講者数（累計）（再掲）	人	48	80	80	96		112		A	計画に沿って着実に研修を実施している。		
7-(6)	7障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実	（6）ひきこもりに関する支援の推進	障害者福祉推進課	7-12	アウトリーチ型の訪問件数	件	12	20	15	30		30		C	・支援日決定後、様々な事情から希望者からのキャンセルとなる場合もあり、件数は伸びない。		
8-(1)	8様々な視点から取り組むべき事項	（1）人材の確保・定着	障害福祉事業課	8-1	重度訪問介護従事者の養成（強度行動障害を除く）									A	（養成人数の評価）	（養成人数の評価）	（養成人数の評価）
			障害福祉事業課		養成人数	人	8	20	133	20		20		A	目標を上回る養成人数を確保した。		
			障害福祉事業課		研修回数	回	6	4	26	4		4		A	目標を上回る研修回数を確保した。		

（評価）
A ・・・・・・・・目標値の100%以上の達成率
B ・・・目標値の80%以上100%未満の達成率
C・・・・ 目標値の60%以上80%未満の達成率
D ・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率
E ・・・・・・・・・目標値の30%未満の達成率
－（その他）・・調査中及び達成率による評価ができないもの等

第六次千葉県障害者計画　数値目標　達成状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標番号	項目	単位	28年度（実績）	30年度（目標）	30年度（実績）	元年度（目標）	元年度（実績）	2年度（目標）	2年度（実績）	評価	成果の状況等（30年度・コメント）	成果の状況等（元年度・コメント）	成果の状況等（2年度・コメント）
8-(1)		（1）人材の確保・定着	障害福祉事業課	8-2	同行援護従事者の養成									A	（養成人数の評価）	（養成人数の評価）	
			障害福祉事業課		養成人数	人	555	500	583	500		500		A	目標を上回る養成人数を確保した。		（養成人数の評価）
			障害福祉事業課		研修回数	回	30	25	48	25		25		A	目標を上回る研修回数を確保した。		
8-(1)		（1）人材の確保・定着	障害福祉事業課	8-3	強度行動障害支援者の養成									A	（養成人数の評価）	（養成人数の評価）	（養成人数の評価）
			障害福祉事業課		養成人数	人	1,422	500	1,418	500		500		A	目標を上回る養成人数を確保した。		
			障害福祉事業課		研修回数	回	6	4	19	4		4		A	目標を上回る研修回数を確保した。		
8-(1)		（1）人材の確保・定着	障害福祉事業課	8-4	ガイドヘルパーの養成									D	（養成人数の評価）	（養成人数の評価）	（養成人数の評価）
			障害福祉事業課		養成人数	人	131	200	116	200		200		D	同行援護従事者研修及び強度行動障害支援者養成研修への移行により、受講者は大幅に減少している。		
			障害福祉事業課		研修回数	回	11	15	9	15		15		C	同行援護従事者研修及び強度行動障害支援者養成研修への移行により、受講者は大幅に減少している。		
8-(1)		（1）人材の確保・定着	障害福祉事業課	8-5	サービス管理責任者の養成（児童発達支援管理責任者も含む）									A	（養成人数の評価）	（養成人数の評価）	（養成人数の評価）
			障害福祉事業課		養成人数	人	720	740	771	750		760		A	目標を上回る養成人数を確保した。		
			障害福祉事業課		研修回数	回	1	1	1	1		1		A	目標を上回る研修回数を確保した。		
8-(1)		（1）人材の確保・定着	医療整備課	8-6	医師及び看護師の確保定着									B	（貸し付け医師数の評価）	（貸し付け医師数の評価）	（貸し付け医師数の評価）
			医療整備課		医師修学資金の貸付を受けた医師数	人	16	25	23	25		35		B	医師修学資金の貸付を受けた23名が新たに医師として業務を開始した。		

（評価）
A ・・・・・・・・目標値の100%以上の達成率
B ・・・目標値の80%以上100%未満の達成率
C・・・・ 目標値の60%以上80%未満の達成率
D ・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率
E ・・・・・・・・・目標値の30%未満の達成率
－（その他）・・調査中及び達成率による評価ができないもの等

第六次千葉県障害者計画　数値目標　達成状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標番号	項目	単位	28年度（実績）	30年度（目標）	30年度（実績）	元年度（目標）	元年度（実績）	2年度（目標）	2年度（実績）	評価	成果の状況等（30年度・コメント）	成果の状況等（元年度・コメント）	成果の状況等（2年度・コメント）
			医療整備課		養成所卒業生の県内就業率	%	67.3	－	67.9	－		増加を目指します		A	目標に対し、0.2%上昇した。養成所の内、特に大学及び専門学校において上昇した。		
			医療整備課		看護職員の離職率	%	11.5	－	調査中	－		低下を目指します		—	30年度の調査結果は、令和2年6月頃判明。（H27年度⇒H28年度は、11.7⇒11.5へ低下。（日本看護協会発表）		
8-(1)		（1）人材の確保・定着	健康福祉指導課	8-7	福祉・介護人材確保対策事業の事業数	件	132	150	181	150		150		A	事業実績が増加し、目標を達成できた。		
8-(3)		（3）保健と医療に関する支援	障害福祉事業課	8-8	障害者支援施設及び障害児入所施設の歯科健診実施率	%	98	98	89	99		100		B	81施設のうち72施設が実施し、目標値には至らなかった		
8-(4)		（4）スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課	8-9	障害者スポーツ指導員の養成者数	人	35	80	69	80		80		B	前年度比で受講者数は増加したものの、目標数に達することはできなかった。		
8-(4)		（4）スポーツと文化活動に対する支援	障害者福祉推進課	8-10	障害者スポーツの指導者数	人	628	増加を目指します	773	増加を目指します		増加を目指します		A	H30年度は目標を達成することができた。引き続き指導者数の増加に取り組む。		
8-(5)		（5）住まいとまちづくりに関する支援	公園緑地課	8-11	障害者駐車場が整備されている県立公園									A	（公園数の評価）	（公園数の評価）	（公園数の評価）
			公園緑地課		公園数	箇所	13	13	13	13		13		A	駐車場については新規整備を予定していなかったため、整備済み公園数は13公園のまま推移している。		
			公園緑地課		整備率	%	93	93	93	93		93		A	駐車場のある14の県立都市公園に対し、13公園で整備されている。		
8-(5)		（5）住まいとまちづくりに関する支援	公園緑地課	8-12	多機能トイレが整備されている県立公園									A	（公園数の評価）	（公園数の評価）	（公園数の評価）
			公園緑地課		公園数	箇所	12	12	12	12		13		A	多機能トイレの新規整備を予定していなかったため、整備済み公園数は12公園のまま推移している。		
			公園緑地課		整備率	%	80	80	80	80		87		A	15の県立都市公園に対し、12公園で整備されている。		
8-(5)		（5）住まいとまちづくりに関する支援	交通計画課	8-13	主要駅エレベーター・エスカレーターの整備率	%	94.5	96	95.9	98		100		B	3市（3駅6基）のエレベーターに対し、補助を行った。		
8-(5)		（5）住まいとまちづくりに関する支援	交通計画課	8-14	乗合バス車両のノンステップバスの導入率	%	56.8	62.4	調査中（12月頃に判明する見込み）	66.2		70		—	ノンステップバス33台（9事業者）に対し、補助を行った。		

（評価）
A ・・・・・・・・目標値の100%以上の達成率
B ・・・目標値の80%以上100%未満の達成率
C・・・・ 目標値の60%以上80%未満の達成率
D ・・・・目標値の30%以上60%未満の達成率
E ・・・・・・・・・目標値の30%未満の達成率
－（その他）・・調査中及び達成率による評価ができないもの等

第六次千葉県障害者計画　数値目標　達成状況管理表

施策番号	主要施策	基本施策	担当課	数値目標番号	項目	単位	28年度（実績）	30年度（目標）	30年度（実績）	元年度（目標）	元年度（実績）	2年度（目標）	2年度（実績）	評価	成果の状況等（30年度・コメント）	成果の状況等（元年度・コメント）	成果の状況等（2年度・コメント）
8-(5)		(5)住まいとまちづくりに関する支援	住宅課	8-15	県営住宅のうちバリアフリー化された住宅数	戸	4,508	4,598	4,740	4,706		4,796		A	計画通り、バリアフリー化された県営住宅を整備した。		
8-(5)		(5)住まいとまちづくりに関する支援	住宅課	8-16	障害者等の住宅確保要配慮者向け住宅登録戸数	戸	―	増加を目指します	53	増加を目指します		増加を目指します		A	平成29年の法改正により新たな制度が創設され、登録が開始された		
8-(5)		(5)住まいとまちづくりに関する支援	健康福祉指導課	8-17	タクシ-車両のうち、福祉タクシーの導入台数	台	―	220	209	330		440		B	導入を予定していたタクシー事業者の個別の理由により、導入が図られないものが発生した。		
8-(5)		(5)住まいとまちづくりに関する支援	住宅課	8-18	居住支援協議会を自ら設立し、又はこれに参画する市町村の割合	%	37	増加を目指します	67	増加を目指します		増加を目指します		A	・県の協議会への参加市町村が36に増加し、うち2市において市の協議会が設置された。		
8-(5)		(5)住まいとまちづくりに関する支援	交通計画課	8-19	一定の旅客施設のバリアフリー化段差解消（8－13と同一内容である。）	%	94.5	96	95.9	98		100		B	3市（3駅6基）のエレベーターに対し、補助を行った。		
8-(6)		(6)暮らしの安全・安心に関する支援	防災政策課	8-20	避難行動要支援者名簿に基づく個別計画策定着手市町村数	市町村	28	41	38	47		54		B	個別計画の策定に着手した市町村数は増加しているものの、目標は達成できていない。引き続き、未着手の市町村へ働きかけを行う。		
8-(6)		(6)暮らしの安全・安心に関する支援	消防課	8-21	聴覚・言語機能障害者がスマートフォン等を用いて円滑に119番通報できるシステムを導入している消防本部の割合	%	26	50	29	75		100		D	目標値には達しなかった。 31消防(局)本部中9消防本部で導入されている。		
8-(6)		(6)暮らしの安全・安心に関する支援	健康福祉指導課	8-22	日常生活自立支援事業利用者数（再掲）	人	1,159	1,220	1,234	1,250		1,280		A	緩やかな増加傾向であり、適切な制度運営がなされていると認められる。		
8-(6)		(6)暮らしの安全・安心に関する支援	河川整備課	8-23	要配慮者利用施設、防災拠点を保全し、人命を守る土砂災害対策実施率	%	40.5	41.7	40.5	41.7		41.7		B	市原市辰巳台で要配慮者利用施設の保全を目的に土砂災害対策施設の整備を実施した。 対策区間延長 L=341m 対策済延長　L=179m		

当日配布資料

野田市手話言語条例制定について

１　これまでの経過

〇国等

平成18年12月13日 国連総会において「障害者の権利に関する条約」が採択

・第2条《抜粋》

『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。

平成20年５月3日　20か国以上の批准を得て、権利条約は発効

平成23年７月29日 「障害者基本法」が改正

・第3条《抜粋》～三　全て障害者は、可能な限り、言語(手話を含む。)その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される～

平成26年１月29日　障害者権利条約の批准書を国連に寄託し、日本で発効

◇国内の障害者制度の充実（批准）

・平成21年12月　内閣総理大臣を本部長とする「障がい者制度改革推進本部」を設置

・平成23年８月　「障害者基本法」の改正

・平成24年６月　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律」の成立

・平成25年６月　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の成立

「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正

〇千葉県

平成28年６月21日　「千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例」が可決

〇野田市

① 手話言語法(仮称)の制定を求める意見書を国へ提出（市議会）

平成26年６月議会

請願第１号　手話言語法制定に向けて意見書の提出を求める請願【採択】

発議第８号　「手話言語法(仮称)」の制定を求める意見書について【原案可決】

②　全国手話言語市区長会

読みやすいユニバーサルデザインフォント（書体）を使用しています

平成２９年１１月に加入（野田市長　鈴木有）
５４９名の市区長が加入（Ｒ１．５．３１）

②　野田市聴覚障害者協会の手話言語条例学習会に参加(Ｈ３０．８．２８）

◇手話通訳者

昭和57年４月	手話通訳者派遣事業の開始
平成19年６月	手話通訳者の市窓口に設置開始（火曜日、木曜日）
平成23年４月	手話通訳者の関宿支所窓口に設置開始（金曜日）
平成28年４月	手話通訳者の市窓口に設置拡大（月曜日～木曜日）
平成30年１月	より利用しやすい派遣事業とするため、委託から市直営で実施（通訳者を非常勤職員として雇用）、

２　手話言語条例及びコミュニケーション条例の制定状況（Ｒ１．１０．１１）

○全国　２７道府県/７区/２０９市/４１町/１村　２８５自治体

※　一般財団法人 全日本ろうあ連盟調べ

○関東一都六県　※は県条例を制定

- 茨城県※　　１／４４市町村（筑西市）
- 栃木県　　３／２５市町村（日光市、鹿沼市、栃木市）
- 群馬県※　１５／３５市町村（前橋市、高崎市、甘楽町 等）
- 埼玉県※　２９／６３市町村（朝霞市、三郷市、越谷市 等）
- 千葉県※　　３／５４市町村（習志野市、浦安市、流山市）
- 東京都　　７／３９区市町村（江戸川区、葛飾区、板橋区 等）
- 神奈川県※　０／３３市町村

読みやすいユニバーサルデザインフォント（書体）を使用しています

当日配布資料

３　条例の体系

野田市手話言語条例（素案）	（仮称）野田市障がいのある人とない人との円滑な意思疎通を推進する条例
○目的 　手話が言語であるとの認識に基づき、手に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、共生社会の実現すること。	○目的 　障がいのある人とない人が円滑な意思疎通を図るためにそれぞれの障がい特性に応じたコミュニケーション（意思疎通）手段の利用を促進することにより、共生社会の実現に寄与すること。
	○用語の定義 ・障がいのある人を定義する。 （例）身体、知的、精神、発達障がい、難病患者など ・障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を定義する。 （例）手話、要約筆記、筆談、点字、音訳、ヒアリングループなど
○基本理念 　手話に対する理解及び手話の普及の促進は、手話を必要とする人が手話を言語として意思疎通を図る権利を有するとの認識の下で、全ての市民等の人格と個性が尊重し合うことを基本に行われること。	○基本理念 　障がいのある人とない人がお互いにその違いを理解した上で、人格と個性を尊重し、障がいのある人がコミュニケーションをするための手段を自ら選択できること。
○市の責務 　手話に対する理解及び手話の普及の促進並びに手話を使いやすい環境の整備に関する施策（手話普及促進等施策）を講じること。	○市の責務 　障がいの特性に応じたコミュニケーション（意思疎通）手段の利用の促進に関する施策を推進すること。
○市民等の役割 　市が実施する手話普及促進等施策に	○市民等の役割 　市が推進する施策に協力する努力義

読みやすいユニバーサルデザインフォント（書体）を使用しています

当日配布資料

野田市手話言語条例（素案）	（仮称）野田市障がいのある人とない人との円滑な意思疎通を推進する条例
協力する努力義務 〇県との連携 　手話普及促進等施策を実施するに当たって、市が県と連携を図るとする努力義務 〇施策の策定及び推進 ・手話に対する理解及び手話の普及の促進 ・市民等が手話を学習する機会の確保 ・市民等が手話による意思疎通を行うことができる環境及び手話に関する情報を得やすい環境の整備 ・手話による意思疎通を支援する者の養成及び拡充 〇財政措置 　施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じること。	務 〇施策の策定及び推進 ・障がいの特性に応じたコミュニケーション（意思疎通）手段を学ぶ機会の拡大 ・障がいの特性に応じたコミュニケーション（意思疎通）支援者の養成 ・コミュニケーション（意思疎通）支援器具の設置 〇財政措置 　施策を推進するため、必要な財政上の措置を講じること。

読みやすいユニバーサルデザインフォント（書体）を使用しています

当日配布資料

４　千葉県内の条例比較

自治体名	千葉県	習志野市	浦安市	流山市
名称	千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例	習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆を深め、互いに心を通わせるまちづくり条例	浦安市手話言語等の普及の促進に関する条例	流山市手話言語の普及の促進に関する条例
施行日	Ｈ２８．６．２８	Ｈ２８．４．１	Ｈ３０．１０．１	Ｈ３１．４．１
目的	・手話を言語として明確に位置付け ・手話等の普及の促進 ・聴覚障害者の自立及び社会参加の促進	・手話、点字等の伝達手段による情報保障及びコミュニケーション保障 ・手話の普及及び理解の促進	・手話を言語として明確に位置付け ・市の責務及び市民等の役割の明確化	・手話を言語として明確に位置付け ・市の責務及び市民等の役割の明確化
用語の定義	・手話等⇒手話、要約筆記、触手話、指点字、筆談等	・手話、点字等の伝達手段⇒手話、点字、絵カード等	・手話等⇒手話、要約筆記、筆談等	
県・市の役割（責務）	・国、市町村等との連携 ・手話等の普及の促進、県民の理解の促進、手話等を使いやすい環境の整備	・目的達成のための必要な施策を総合的かつ計画的に実施	・国、県等との連携 ・合理的配慮、手話等の理解及び普及の促進、手話等を使いやすい環境の整備	・手話への理解の促進 ・コミュニケーション手段としての手話の普及に関する施策の推進 ・県との連携及び協力
県・市民等の役割	・手話等及び聴覚障害に関する理解を深め、普及の促進に協力するよう努める。	・情報保障及びコミュニケーションの重要性と手話が言語であることを理解し合理的配慮を行うよう努める。	・手話等及び聴覚の障がいに理解を深め、手話等の普及の促進に協力するよう努める。	・市が推進する施策に協力するよう努める。

読みやすいユニバーサルデザインフォント（書体）を使用しています

自治体名	千葉県	習志野市	浦安市	流山市
施策の推進	・手話等を学習する機会の確保 ・手話等を用いた情報発信等 ・手話通訳者、要約筆記者等の派遣体制の整備 ・学校における手話等の普及 ・事業者への支援 ・聴覚障害者等による普及啓発 ・手話等に関する調査研究等への協力	・障がい者が利用又は選択する伝達手段によるコミュニケーションの円滑化 ・障がい者のコミュニケーションを支援する人材等の養成 ・障がい者に対し社会生活のあらゆる場面で、障がい者がコミュニケーションを図ることができる環境の整備 ・災害時における緊急情報を障がい者の特性に応じ迅速かつ的確に伝達 ・障がい者の情報通信並びに放送による情報の取得及び利用の促進 ・市民に手話を学ぶ機会を提供し、手話を普及し、手話に対する理解の促進 ・ろう者が手話を学び、使用する機会の確保 ・ろう者が市の実施する講座等を手話により受講できる環境の整備	・手話等の理解及び普及の促進 ・手話等による情報の発信及び取得 ・手話等による意思疎通の支援に関すること。	・手話に対する理解及び手話の普及の促進 ・手話による情報の取得及び共有の機会の拡充 ・手話による円滑なコミュニケーションができる環境の構築 ・学校における手話への理解及び手話の普及 ・災害時における情報の提供及び意思疎通支援 ・その他市長が必要と認めるもの

読みやすいユニバーサルデザインフォント（書体）を使用しています

当日配布資料

読みやすいユニバーサルデザインフォント（書体）を使用しています